

所沢市告示第184号

特定乳児等通園支援事業者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項に規定する確認を行ったので、同法第54条の3において準用する同法第53条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

確認を行った特定乳児等通園支援事業者

区分	設置者	事業所名称	事業所所在地	確認年月日	確認の種類
公立	所沢市	所沢市立 山口西保育園	所沢市上山口 115	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	社会福祉法人 みのり会	北野保育園	所沢市小手指町 5丁目 16番 5	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	学校法人 所沢文化幼稚園	幼稚園型認定こども園 所沢文化幼稚園	所沢市星の宮 1丁目 2番 25号	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	学校法人 所沢文化幼稚園	所沢第二文化幼稚園	所沢市 上安松 1255番 5	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	学校法人 所沢文化幼稚園	所沢第三文化幼稚園	所沢市 山口 5350番地	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	学校法人 所沢文化幼稚園	所沢第五文化幼稚園	所沢市 荒幡 442番 1	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	学校法人 所沢文化幼稚園	幼保連携型認定こども園 所沢第六文化幼稚園	所沢市北野 1丁目 1番 22号	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	学校法人 所沢文化幼稚園	幼保連携型認定こども園 所沢中央文化幼稚園	所沢市宮本町 2丁目 22番 15号	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業
私立	内野 麻里恵	れおん保育室	所沢市 小手指町 4-19-8 キングスレジ 107	令和8年4月1日	特定乳児等 通園支援事業

所沢市告示 第185号

都市計画法第34条第9号の規定に基づく、休憩所又は給油所を立地することができる市道として、令和8年4月1日から下記の路線を指定する。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

指定路線及び延長

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| 1. 市道2-2号線             | 約1.3キロメートル |
| 2. 市道2-869号線           | 約1.5キロメートル |
| 3. 市道1-732号線・市道1-818号線 | 約0.9キロメートル |
| 4. 市道2-5号線・市道2-1071号線  | 約1.3キロメートル |
| 5. 市道2-1号線・市道2-1099号線  | 約2.3キロメートル |
| 6. 市道2-1103号線          | 約0.9キロメートル |
| 7. 市道2-1098号線          | 約0.6キロメートル |
| 8. 市道3-983号線           | 約1.0キロメートル |
| 9. 市道3-1号線             | 約1.8キロメートル |

所沢市告示第186号

児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業所を次のとおり指定した。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝彦

事業所番号	事業者の名称及び事務所の所在地	相談支援事業所の名称及び所在地	指定相談支援の種類	指定年月日	障害種別
(障害児相談) 1172500686	特定非営利活動法人 エヌピーオーいずみ 所沢市松葉町6番22号	いずみ 所沢市けやき台2丁目41番地の1 けやきビル1階	障害児相談支援事業	令和8年4月1日	特定なし

所沢市告示第187号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8年 4月 1日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目26番地  
埼玉県県民活動総合センター内  
名 称 公益財団法人いきいき埼玉  
代表者名 理事長 永沢 映

2 取り扱う公金の種類

男女共同参画センター使用料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日  
委 託 日 令和8年3月23日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日

所沢市告示第188号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第30条の11第1項に規定する確認を行ったので、同法第41条及び第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝俣

記

1. 確認を行った特定教育・保育施設

区分	設置者	施設・事業所 名称	施設・事業所 所在地	確認 年月日	施設・事業所 種類
私立	学校法人 マルハ学園	マルハ幼稚園	中新井四丁目 15番7号	令和8年4月1日	幼稚園
私立	学校法人 富士学園	所沢富士幼稚園	元町10番16号	令和8年4月1日	幼稚園
私立	学校法人 まるさわ学園	こでまり幼稚園	狭山ヶ丘一丁目 3015番	令和8年4月1日	幼稚園

2. 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

設置者	施設名	所在地	確認 年月日	施設・事業の 種類	預かり保育 事業のうち 1日8時間以 上かつ200 日以上実施
学校法人 マルハ学園	マルハ幼稚園	中新井四丁目 15番7号	令和8年4月1日	預かり保育事業	あり
学校法人 富士学園	所沢富士幼稚園	元町10番 16号	令和8年4月1日	預かり保育事業	あり
学校法人 まるさわ学園	こでまり幼稚園	狭山ヶ丘一丁 目3015番	令和8年4月1日	預かり保育事業	あり

所沢市告示第 189 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年 4月1日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都中野区弥生町二丁目8番15号

名 称 株式会社ヴィアックス

代表者名 代表取締役 西門 直

2 取り扱う公金の種類

- ・椿峰分館の展示室使用料
- ・所沢分館、吾妻分館、柳瀬分館、新所沢分館、椿峰分館、富岡分館、狭山ヶ丘分館の図書館資料複写実費徴収金

3 指定をした日等

指定日 令和8年3月6日

委託日 令和8年4月1日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝 衛

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
名 称 株式会社NTTデータ  
代表者名 代表取締役 鈴木 正範

2 取り扱う公金の種類

介護保険料

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月24日  
委 託 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

様式第10号

## 公 示 送 達 書

所沢市告示第 191 号

令和8年4月1日

下記の書類は、健康推進部国民健康保険課に保管しておりますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
名 称 株式会社NTTデータ  
代表者名 代表取締役 鈴木 正範

2 取り扱う公金の種類

- (1) 軽自動車税
- (2) 市・県民税
- (3) 固定資産税・都市計画税
- (4) 国民健康保険税

3 指定をした日等

指 定 日 令和8年3月23日  
委 託 日 令和8年3月23日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、下記の通り指定納付受託者を指定したため、所沢市会計規則（昭和39年告示第78号）第22条の2第2項の規定に基づき告示するものです。

令和 8年 4月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

1 指定納付受託者の名称及び主たる本店の所在地

- (1) 株式会社 ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目1番22号
- (2) ユーシーカード 株式会社  
東京都港区台場二丁目3番2号
- (3) PayPay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 軽自動車税
- (2) 市・県民税
- (3) 固定資産税・都市計画税
- (4) 国民健康保険税

3 指定納付受託者に納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

所沢市告示第194号

地方税法第410条第1項の規定に基づき令和8年度の固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定に基づき当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同法同条第2項の規定に基づき下記のとおりその旨を公示します。

令和8年4月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 固定資産の価格等の決定日 令和8年3月31日
- 2 固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録日 令和8年3月31日

3 固定資産の価格等の概要

(1) 土地(課税対象)

筆数	175,962筆
面積	47,669千㎡
評価額	2,267,334,636千円
課税標準額	720,511,052千円

(2) 家屋(課税対象)

棟数	110,422棟
床面積	17,303千㎡
評価額	725,129,095千円
課税標準額	725,129,095千円

(3) 償却資産(課税対象)

評価額	183,843,129千円
課税標準額	178,672,324千円

所沢市議会告示第 1 号

所沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月1日

所沢市議会議長 粕谷不二夫

所沢市上下水道告示第29号

負担区を定めたので所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第3条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 負担区の名称  
流域第10負担区

2 区域  
別紙のとおり

(大字北岩岡、大字坂之下、大字城、大字亀ヶ谷、大字南永井、若狭二丁目、東狭山ヶ丘五丁目、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目、糞谷、堀之内、北中二丁目、北中四丁目、岩岡町、北野三丁目、北野新町二丁目 の各一部)

3 地積  
105,616.71m<sup>2</sup>

所沢市上下水道告示第30号

賦課対象区域を定めたので所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 負担区の名称  
流域第10負担区

2 賦課対象区域  
別紙のとおり

(大字北岩岡、大字坂之下、大字城、大字亀ヶ谷、大字南永井、若狭二丁目、東狭山ヶ丘五丁目、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目、糞谷、堀之内、北中二丁目、北中四丁目、岩岡町、北野三丁目、北野新町二丁目 の各一部)

3 地積  
105,616.71m<sup>2</sup>